

施設・研修等分科会
第18回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第18回 施設・研修等分科会
議事次第

日 時：平成20年3月28日（金）16:00～17:50

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 施設・研修等分科会について
- (2) 警察庁の語学研修業務への民間競争入札導入の検討
- (3) 財務省教育研修施設の民間競争入札実施対象箇所
- (4) 一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等導入の検討
- (5) 施設の管理・運營業務の標準的な実施要項の策定
- (6) 民間競争入札に準じた手続による一般競争入札

3. 閉 会

<出席者>

(委員)

小幡主査、内山専門委員、岡本専門委員

(財団法人日本経済研究所 調査局)

宮地調査第二部副部長

(事務局)

中藤事務局長、櫻井参事官

○小幡主査 本日は第 18 回「施設・研修等分科会」になります。本日の議題は、まず「施設・研修等分科会について」。2 番目が「警察庁の語学研修業務への民間競争入札導入の検討」。3 番目が「財務省教育研修施設の民間競争入札実施対象箇所」。4 番目が「一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等導入の検討」。5 番目が「施設の管理・運營業務の標準的な実施要項の策定」。6 番目が「民間競争入札に準じた手続による一般競争入札」となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず「施設・研修等分科会について」ということで、事務局より説明をお願ひしたいと思ひます。

○事務局 お手元の資料－1「施設・研修等分科会について」というペーパーをごらんいただければと思ひます。本日、議題が全部で6つございます。1 番目の議題が、この分科会の全体像を、去年の取組み、平成 20 年度の取組みということで整理しておりますので御確認させていただきたいと思ひます。

ペーパーに基づきまして「1. 19 年度の取組み」でございます。

去年、大きく分けて2回の基本方針改定がございまして、1 回目が昨年 10 月の秋ということになるわけですが、それに向けては新規テーマということで「施設管理・運営」「研修」などについて検討いたしました。具体的には、各府省に対して自主的な検討を促し、その結果、石岡テスト法ができてから初めての官民案件であります永田町合同庁舎の官民競争入札、更には各 9 省庁 18 施設にわたります教育研修施設が民間競争入札の実施が決定いたしました。これが昨年 10 月の前半の取組みということなんです。

後半は、独立行政法人ということで、政府全体として昨年末に向けて独立行政法人整理合理化計画を策定するという動きがありまして、これに合わせて、我々の方でも独法の業務の「市場化テスト」について検討させていただきました。具体的には「施設管理・運営」「研修」「国家試験等」「相談」「広報・普及啓発」「検査検定」「徴収」といった横ぐしのテーマを中心に、独立行政法人に対してヒアリングを実施し、その結果、おかげさまで 20 法人 29 事業が年末の基本方針改定に反映され、併せて独立行政法人整理合理化計画の方にも反映されたという点でございます。

以上が、昨年平成 19 年度の取組みとなります。

「2. 20 年度以降の取組み」ということで整理させていただいております。「(1) 施設の管理・運営」ということで、去年は庁舎、一般庁舎も含めて検討をさせていただいたわけですが、結果的にはこの永田町合同庁舎のみが、現在、官民競争入札の対象になっているわけです。それ以外の一般庁舎につきましては、昨年 10 月の基本方針の改定の際に、本年 5 月末までに官民競争入札等の活用について検討するということが閣議決定されております。まずはこれを受けまして、事務局の方から各府省に対して本年度中に自主的な提案を要請するというので、これは既にさせていただいております。

その結果を踏まえまして、必要がある場合には 4 月以降、または 5 月以降になるかもしれませんが、随時ヒアリングすることがあり得るのではないかとということです。これが「(1) 施設の管理・運営」という点でございます。

続きまして「(2) 実施要項の審議」ということで、フェーズが事業選定から、今後、決まった対象事業の実施要項を審議していくということがございます。今年を進め方について、年明け以降、監理委員会、本委員会の方で議論がございまして、以下の2つのような御指摘がありました。

1つは、監理委員会の審議に当たっては『事業選定』、『実施要項の策定・事業実施』『実施結果の評価』といった一連のサイクルがうまくいって初めて法の目的が達成されることにかんがみ、こうした一連の手続を見据えた体制を整備する。

また、実施要項の審議に当たっては、事業選定に関わった分科会委員・専門委員の参加を得つつ、入札監理小委員会において実施する、ということでございます。

おかげさまで当分科会において選定した事業というのは大変多く、施設管理・運営関係で19件、独立行政法人関係で29件とございまして、この中の多くのものが平成20年度中に実施要項の審議をするということです。したがって、今後、分科会として一連のサイクルをいかに担保するかという意味で、分科会としてどのような体制で関与するかということの検討が必要ということです。

具体的には、事業選定の際の担当委員がそれぞれ実施要項の審議に当たっても分担をし、入札監理小委員会にも適宜御出席もいただきながら、実施要項の審議を進めていくということで合意があったということが事務局からの案でございます。

裏のページをごらんいただければと思いますが、先ほども申し上げましたように、施設の管理、独立行政法人については大変多くの事業が今回対象になったということで、一方で、実施要項の審議というのはこれまで大変時間をかけてやってきたわけですが、極力その審議を効率的またはメリハリの効いたものにするということが、別途監理委員会でも議論されております。

具体的に1つの方策といたしましては、施設の管理・運営という業務については標準的な実施要項を策定するということを進めています。それに加えて、民間競争入札に準じた手続の活用ということで、これは後ろの方の議題で別途御説明させていただきたいと思いますが、いわゆる議を経ないという形にはなりますけれども、一方でこの法律の趣旨、目的を担保するような形で、やや手続を簡素化して進めていくことを考えております。

「(3) その他」でございますが、昨年、独法見直しに当たって年末までに結論が得られなかったものが幾つかございまして、その1つが「検査検定」。また「国立公文書館」「国立劇場」等になっておりまして、これらについては引き続きフォローが必要ということでございます。

また、これまで議論してきてはおりませんが、法律施行以降2回にわたって、民間要望提案というのを受け付けております。1回目が190件ぐらい、2回目が130件ぐらいの民間提案が出てきておりまして、これについては随時、これまでも議論はしてきているわけですが、まだ精査し切れていないものがございます。必要に応じて、その中から、今後、当分科会で取り上げるものもあるということでございます。

以上、事務局からの説明でございます。

○小幡主査 今年度、この施設・研修等分科会がどのようにやっていくかという説明があったかと思いますが、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、御自由にお願いたします。

○岡本専門委員 分科会のメンバーはどうなるのですか。

○事務局 去年の分科会のメンバーが基本になっております。一応、去年御就任いただいた方は年度末までの期限になっておりまして、今回、別途事務局の方から来年以降の打診をさせていただいており基本的には今日いらっしゃる、御了承いただいた方を中心ということです。

○岡本専門委員 そういう意味ではなくて、別途3人プラス。

○小幡主査 数としては少し足りないですか。

○岡本専門委員 この監理小委員会の方に出て、どの程度どうなるのかというのがよくわからない。

○事務局 入札監理小委員会との関係でいうと、もう一名独法の事業選定の際、年末に向けてお手伝いいただいた専門委員の方もいらっしゃいます。その専門委員の方にもこの入札小委の審議にご参加いただき、分担いただきたいと考えております。

○小幡主査 どなたでしたか。

○事務局 原専門委員です。

○小幡主査 確かに、今、岡本専門委員がおっしゃられたように、入札監理小委の方に事業選定の際の担当委員が分担し、入札監理小委にも出席し、とあるのですが、それは我々のことですね。

○事務局 はい。そういうことには勿論なりますけれども、2ページ目に書きました標準的な実施要項をつくるということと、あとは比較的規模の小さいものを中心に手続を簡素化するということの2つをもって、ある程度の業務は効率化できていると考えます

○事務局 具体的には施設の管理・運營業務の実施要項の審議ですが、今まで入札監理小委員会というのは入札の実施要項、その仕様が適切かどうかというのを大体1事業につき3回ないし、多いと4回、5回、少なくとも2回と審議を重ねてきたわけですが、施設の管理・運營業務についてはある程度実施要項の標準型をつくって、各省庁にはそれを下敷きにしながら実施要項をお作りいただいて、事務的にある程度調整をした上で御審議いただくということを予定しております。基本的には論点を絞り込んだ上で1回の審議で終わるようなことで事務局と各省との間で調整をとっていきたいと考えております。なので、実際始まってみないとわからないところもありますが、極力効率化して進めてまいりたいと思っております。

○小幡主査 これは議題的に後で出てくるので、準じた手続という簡易版のものと標準的なというのがありますので、数は多くて19件と29件ですが、ただ、これを準じたという簡易版の方でできますか。

○事務局 施設管理の方はある程度実施要項を見ていただくのと、プラス独法の29件もすべてがすべてこちらの分科会でというわけでも多分ないと思いますけれども、29件のうち10件ぐらいはまた施設の管理・運営になりますので、その辺を中心に、合わせて30件ぐらいになるかと思えます。

○小幡主査 準じたというものにはならないのですか。

○事務局 更に、その中にはなるものもあります。

○小幡主査 30件の中でね。

○事務局 はい。

○事務局 そのところは後で詳しく御説明しますが、合計をこう見ると多いですけども、必ずしも平成 20 年度中に実施要項を審議するものがすべてではございませんで、若干いつから事業を開始にするのか検討中の業務もございます。平成 20 年度で審議して平成 21 年度の 4 月から始まるもの、平成 21 年の後半から始まるもの、平成 20 年度に始まるものなどと若干時期はずれているので、どうしても若干審議が集中してしまう時期もあると思うのですが、これらを全部一度に審議するというイメージではないということです。

○小幡主査 実を言うと、実施要項については、恐らく審議すると、かなり面白い部分があると思います。ただ、時間的な制約もございますので、標準例をいかにうまくつくれるかということだろうと思いますが、本来、準備としてはやはり早い方が良いと思うのです。事業実施時期が先だからといってゆっくりやっていると、最後でいつも時間的に危なくなってくるので、できるだけ早くやるしかないのかと思うのです。入札の方に時間をかけすぎると、事業実施の準備ができませんからね。

○岡本専門委員 そういう意味では、スケジュールというのは年度で言うと前半というイメージですか。

○事務局 事務的な下打ち合わせは、早いもので来年度 4 月から始めていきます。

○小幡主査 この標準例というのを、今日、見ていただいてということで、ある程度固めて、それを投げてということになりますね。

○事務局 多分に審議に入るのは、早いもので 7 月か 8 月、9 月ぐらいのところ。

○小幡主査 つまり、先方がつくってきたものをこちらでということですね。7 月以降ぐらいですか。

○事務局 そうですね。

○中藤事務局長 そこはもう少しブレークダウンして、全体がどんなイメージかというのをまたお示ししてやりたいと思います。

いずれにしろ、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の導入で幾つか抜けて、この後御説明しますけれども、施設の管理・運營業務の実施要項標準例の策定によってある程度審議すべきことも固まりますので、美術館とか特殊な部分がございますが、ある程度論点を絞った上で、御審議に御参加いただくということになります。

○小幡主査 かなりの部分、事務局の方でやっていただけるとは思うので、また、適宜メールなどで御相談することもあるかと思いますが、どのぐらいの回数集まらなければいけないかということ、極力抑えつつということです。

この話は後にも絡みますが、それ以外で、一般庁舎の管理・運営についてヒアリングを行うかどうか。

○事務局 今、各省庁に検討依頼をしている段階ですので、その結果次第ということになるかとは思いますが。

○小幡主査 これは、どこにヒアリングするといっても一般庁舎なので、基本はみんな同じですね。

○事務局 基本は同じかもしれませんが。

- 小幡主査 外務省は特に何、とか、どこ省は特に何、という話とは出てきていますか。
- 事務局 やはりセキュリティ面で、多少役所によっては温度差が勿論あるわけです。あとは大臣や政治家がいらっしゃる庁舎と、ここの永田町合同庁舎はいらっしゃらないわけですがけれども、いないところでそこは格差があると思いました。
- 内山専門委員 一般庁舎で、合同庁舎はどういう感じになるのですか。
- 事務局 合同庁舎は基本的には1つの、そこの中に入っている省庁で所管省庁みたいなものがありまして、そこが担当しております。例えば厚生労働省とか環境省が入っている合同庁舎でしたら、厚生労働省が担当ということになっていますので、一義的にはどこの庁舎も1つの省庁が窓口としてあるという形です。
- 内山専門委員 例えば、入居省庁間で協議して検討するということですか。
- 事務局 そうでしょうね。そうなるときもあります。
- 小幡主査 昨年度もヒアリングの中で一般庁舎を少々やったとき、若干聞きましたね。
- 岡本専門委員 今日、中身には入らないようにということだったのですけれども、今、事務局がおっしゃりかけた話で、セキュリティの話でいつも思うのですけれども、役所は結構民間のビルに入っていますね。例えば、この間、文部科学省が三菱のビルに入っていたとか、そういうことを考えると理屈が立たぬように思えてしょうがないのですけれども。
- 事務局 新しくできた文科省が入っている庁舎もPFI方式により、管理・運営は包括的に民間へ委託されているものです。
- 小幡主査 総務省が前、JTのビルに入っていたし、東京駅のところの三菱ビルをずっと文科は間借りしていたわけですね。
- 岡本専門委員 いろんなところが民間のビルに入っていますね、何とか事務局とかね。
- 小幡主査 外務省は今、どちらに入居しているのですか。
- 事務局 戻ってきています。
- 岡本専門委員 昔は住友生命の芝のところがありましたね。
- 小幡主査 普通は、余り自由に出入りさせない感じがありますがね。
- 事務局 済みません。先ほどの入札監理小委員会の関係で補足ですけれども、具体的に当分科会の専門委員に見ていただきたいと思っている案件は大体20件弱ということで、審議予定時期は8月から秋ぐらいにかけてというぐらいのイメージです。
- 小幡主査 実施要項の審議にあたっては標準例の検討などが今後も必要で、一般庁舎の管理についてはとりあえずヒアリングが必要になるかどうかわからないということで、その他ですが、車検などはどうしますか。フォローが必要という意味では。
- 事務局 実際に年末の基本方針の中で、今後検討すると書いてあるものもあれば、それすら書けなかったようなものもあるということです。
- 事務局 例えば国立劇場は、ほかの美術館とか博物館とかいったハコモノは市場化テストの対象になるということが決まったにも関わらず、ここは難しいところがありました。基本方針に平成20年末まで検討して結論を得ると書いてございまして、そういうものは、まさに基本方針

のフォローアップとして必要になってくるころだと思えます。

○小幡主査 フォローは、その次のポツの新しいのものもあるかもしれないということを含め、とりあえず一般庁舎の方もありますし、実施要項の審議もあるので、必ずしも必要というわけではないかもしれません。

とはいえ、フォローの方は、事務方では継続的に行っていただきたいのですが、ヒアリングをやるというような体制までするかどうか、当面は様子見でやりましょう。基本方針に盛り込まれているものについて、非常に動きが悪いということで、やはりこちらで1回呼ばないといけないぐらいのことがあれば、やらざるを得ないですね。

○事務局 はい。

○小幡主査 それでは、1つ目の議題はよろしいでしょうか。

続きまして、警察庁の語学研修業務のことです。事務局の説明からお願いします。

○事務局 こちらですが、資料-2に基づいて御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほど御説明させていただいた今年度前半の10月の基本方針の改定の中に、1.のところの記載が盛り込まれているところがございます。読み上げますと「警察庁の語学研修について、民間事業者の創意工夫の活用等の観点から民間競争入札の活用に向けた検討を進め、平成19年度中に結論を得る」ということでございます。

こちらの記載に基づきまして、事務方同士の調整で、2.のところ、警察庁に対して具体的な検討を要請したところがございます。警察庁の研修業務というのは、毎年度、各県警のニーズを調査した上で実施する研修コースを毎年毎年個別に決めているということで、単年度の事業になっているのですが、過去の実績を見れば、同じ研修を毎年やっているということもあるかもしれないので、そういった研修は極力複数年の事業として、ある程度民間の方にまとめて任ずることができないのか。

更には、今、ひとつひとつの講座を、例えば中国語の初級であれば中国語の初級、中級であれば中級という形でそれぞれ入札にかけ民間委託をしているというところがあるようなので、こういった講座をまとめる。更には、研修の企画部分を委託対象とするといったことで、大括り化して、民間の方が創意工夫を発揮しやすいような形で入札の対象とすることはできないのか。

あとは、先ほど若干実施要項の話が出てきましたけれども、現状、各県警のニーズを踏まえる関係上、当該年度にどういう研修をやるのかというのが警察庁の中で決まるのは、研修を実施する年度の前年度の1、2月ごろということで、本当に年度開始前のぎりぎりのタイミングで研修のコースが決定されるというところがあります。他方、民間競争入札という形で事業をやるということになれば、先ほどの施設管理の話で言えば8月ごろに実施要項の審議を始めるスケジュールとなります。そのため、若干スケジュール的に無理があるということなので、この辺りがスケジュール的に、もうちょっと研修コースの決定のスケジュールを前倒しするということができないのかというような観点での検討をお願いしたところがございます。

最終的にどういう結論になるにせよ「市場化テスト」の法の趣旨、サービスの質の向上、コストの低減、民間事業者の創意工夫の活用といったところでの取組について、民間競争入札に限らずい

ろい検討できるものがあつたら検討してほしいという依頼をしたところでございます。

3. の検討結果のところ、警察庁から検討結果として以下の回答を得ております。

県警のニーズというのは、毎年どのような犯罪が発生しているかという状況によって、例えば中国人の方の犯罪が多ければ中国語とか、こういったことでニーズが毎年結構変わってくるものなので、そのニーズの予測を複数年にわたって行うというのはなかなか難しいので、複数年の契約というのは難しい。

そうはいつても、毎年やっているようなスタンダードな言語と考えられる英語、韓国語、北京語については複数年の発注ができるだろうと想定していたのですが、こういったものというのはいろいお話を聞いていくと、語学の研修と銘打っているんですが実際は語学ができる方が集まって、実際の捜査の手法とかといったものの研修をやっているものであって、現状も民間委託をしているものではなく、警察庁の職員の方がやっているというようなことで、なかなか民間委託にはなじまない、ということでした。

逆に、マイナーな言語、ウルドゥー語とかタガログ語といったものがありますが、こういったものは既に民間委託をしているので、ある程度まとめてやるということも検討いただいたということなのですが、警察庁から民間事業者の方にいろいろ聞いても、こういったものを大括り化してできるというのは本当に大手の数社に限定されてしまうというような状況があるようでございます。したがって、むしろ競争とならない可能性があるので、大括り化せずに個別に発注をした方がいいのではないかとということでした。

更には、スケジュールの関係ですが、現状、警察庁における研修コースの選定にあたっては庁内に委員会をつくりまして、そこで審議をさせていただいているというようなことで、県警のニーズを十分に踏まえたものとして決定をしているということでございます。なかなか研修コースの選定のスケジュールを、前年度の夏とか、それくらいまでに決めるというのは難しい状況があるということで、警察庁単体の語学の研修については難しいですというような最終的な回答があつたところでございます。

ただ、代案ではございませんけれども、研修の周辺業務を含めていろいろ検討いただいたところ、語学研修に付随する業務といいますか、語学研修をやつた結果、コミュニケーション能力等の向上をはかることを目的とした語学試験というのがあるそうでございます。こちらについて各言語、研修をした後でまとめて同じような試験業務というのがあるということでございます。こちらについて民間競争入札の対象とすべく検討をしたいという回答があつたところでございます。

こういった回答を踏まえて私どもとしての対応（案）でございますが、警察庁の語学研修については、そういったような警察庁からの調査の結果が来ておりますので、当面は民間競争入札の対象とすることは見送つても差し支えないのではないかと考えております。

ただ、御提案のあつた語学試験でございますが、事業規模なりの観点で本当に民間競争入札の対象としてやっていくのが適切かどうか等を、若干引き続き検討しなければいけないなと考えております。具体的な業務の切り出し範囲が適切なのかとか、そういったところについては引き続き調整を行つて、また改めて来年度以降の機会に分科会の先生方にもお諮りをさせていただくということ

とさせていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○小幡主査 いかがでしょうか。警察庁は、当初は語学研修事業のソフトの部分をやれそうだとやってきたということですが、よく検討するとなかなか難しいというような話ですが、御意見、御質問ございますか。

○岡本専門委員 マイナーな言語は業者がいないし、メジャーな言語については語学研修ではありませんと言っているということですね。ということは、警察庁の語学教育というのは基本的にメジャーな言語についてはどうされているのですか。

○事務局 これは若干推測もあるのですが、基本的には警察庁本庁としてやるというよりは地方の県警である程度やられているようです。当然メジャーな言語なので、ある程度教えられる方も各地方にいらっしゃって、警察庁としては語学の能力が身につけている方が捜査のやり方などの研修をやっている。

○岡本専門委員 むしろ地方でやっていない語学の研修自体をどうするかというようにした方がいいと思います。集合テストの対象という意味においては各地方でやっていらっしゃる部分と、今、事務局がおっしゃった部分について、どういうふうにするかということを検討した方がいいと思います。

○事務局 ただ、そうすると、まさに各県ばかりなので、そこでどうされるかというのは当然、自治体の方々にヒアリング。

○内山専門委員 これ警察庁の研修、つまり物理的な場所としてどこでやっているのかという疑問がまずありますね。これでいうと、やはり警察大学校とかでやっているのかと私、思ったのです。

○事務局 おっしゃるとおりです。この警察庁の研修をどうするかということの、我々のカウンターパートはまさに警察大学校の方です。

○内山専門委員 そうすると、いわゆる捜査手法とかを教えなければいけないとかいう問題は勿論わかるのですが、それはある種の2階建てだと思ふのです。

例えばみんなある程度、それこそ韓国語、ハングルでも既に読める人に対して捜査手法を教えるという話なのか。それとも、そもそもハングルの読み方を教えますという話なのかということ、2階建て部分の1階建て部分というのは恐らくパッケージで出せるはずで、2階建てのうちの、つまり警察庁、プロパーというか、警察のスキルがないとだめな話という研修はやらなければいけない。そこは話が切り離せないものなのかどうかということ、多分その話が一緒になっているということなので、今の岡本専門委員がおっしゃった話ですとか、マイナーな話というのはどうも1階建てみたいな話しかしていないような感じで、メジャーな言語については2階建ての話で、そこは食い違いがあるようなので、そこはもっとすっきりしてもらったらいような気がするのです。

唯一、説得力がある理由というのは、マイナーな言語を受けられる業者がいないというのは確かに問題かなと思うのです。そういうところも考えると、確かに難しいのかなという気がせぬではないので、本当にそれぞれの個別の自治体が行っているならパッケージするのは難しいかもしれないけれども、仮に警察庁でまとめてやっているのであれば、要するに1階建て部分だけパッケージで

出して、2階建てのところについては個別に警察の人がやる。多分そういったいろんなことのスケジューリングとかそういうこと、あるいは教材とか、そういうのはある程度民間に出せるかもしれないです。本当に民間に出してコストが低減できるかどうか、そこはまた別途検証が必要かもしれませんが、必ずしも不可能ではないような気がするのですけれども、どうでしょう。

○事務局 内山先生がおっしゃった1階の部分というのは、中2階という微妙なところというのも、よくよく見ていくと、もしかしたらあるのかもしれないですけれども、そこまで私どもも追い切れていないところがあります。ただ、警察庁の御説明を聞く限りでは、そういった読み書きみたいなところ、あとは単純な会話とかは各県警マターになっているという現状だと聞いております。

○内山専門委員 逆に言えば、これ警察の方がずっと教えるというのは、それはそれですごく非効率な感じがしますね。

○事務局 なので、分業というよりも、まさに話せる方が来て実際にそこで。

○小幡主査 マイナーな言語は個別には頼んでいるわけです。多分包括的に頼む業者はいないと言っているだけです。いろいろな言語の人を抱えているところは余りないのですかね。

○内山専門委員 どうですかね。警察のこちらの資料を見ると、包括できるのは4つ。

○小幡主査 そんなものかもしれませんね。

○内山専門委員 4つあれば、十分競争できるという気がせぬでもないですけれどもね。

○事務局 その方々がそれに興味を示していただけるかいうところもありますね。

今の時点で決めることは難しいという結論だったということなのですが。

○小幡主査 ですから、逆に一つひとつの言語ごとにやると、少し業者が出てくる。小さい業者も出てくるから、選べるということはあるのかもしれませんが。

○内山専門委員 確かに、その問題はあるかもしれない。

○事務局 今日、御指摘いただいたところ、本当にメジャーな言語の1階部分というのが警察庁でやられていないのかとか、少しでもまとめるものがあるのか、規模的にそれが民間競争入札の対象として適切なものなのかといったところを、警察庁さんの方にはこういうことがあったということは伝えて、何かしらできることがないかというのは引き続き検討していただきたいと思っております。

○内山専門委員 語学試験は何でしょうか。何か警察の中で資格みたいなものをつくっているということですか。

○事務局 これは警察庁から雑談程度に聞いた話ですが、資格みたいなものというのはいりません。警察庁の中で、その試験で通ったらその研修は合格というのにはあるのですが、一般的な資格としてはないようです。警察庁さんも逆にその辺りが、別の話ですけれども、一般的な資格として使えないので何とかかならないか、ということはおっしゃっていました。

○小幡主査 多分TOEICとか、ああいうものを受けるとか、そういうレベルではない試験なのですか。

○事務局 そうです。

○小幡主査 そうではない試験をやっているのですか。

○事務局 庁内でやっているようです。

○小幡主査 そうだとすると、民間に出すといっても、それもなかなか難しいでしょうね。

○内山専門委員 ただ、先ほど言った、要するに普遍的に応用可能な基礎能力みたいな点に関しては、多分警察庁特殊なスキルということもないでしょうから、共通して、そういうことが試験だけに限らず、適当な部分を何か切り出すということは可能かもしれないです。

○事務局 希望的なところで、どうなのかなというところもあったりするのです。本当に手を挙げてくれそうな業者さんが、これでいらっしゃるのかどうかも含め検討させていただきます。

○小幡主査 それは何でも無理して、こちらの官民競争入札に乗せていただいても、余り適当でないものに乗せてもらっても逆に困るわけなので、そこら辺りですね。本当だったら、例えばTOEICなどの巷でやっている試験を使って、本当に警察特有なものだけは自分で細々やるという感じの選択もあると思うのです。

官民競争入札の方に何か出さなければいけないといって出されても困るのですが、普通、語学研修という言葉を知ると、世の中には語学研修は山ほどありますから、巷でやられているものの利用というのも本当はあるような感じもいたします。

そのようなことで、当面、警察庁の語学研修業務への民間競争入札導入というのはなかなか難しいということで、今は当面見送り。試験も本当にボリューム的にどうなのかというのはあるのですが、引き続き検討を進めるといことですので、それをお願いしたいと思います。

やはり語学研修の在り方について、もう少し総合的に考えていただいて、民間競争入札にしてもお金を出して自前でやるということになりますが、むしろ、世の中に沢山ある語学研修というようなものの利用可能性もあるかもしれませんから、そこら辺の位置づけを考えていただいた方がよいかもしれません。よろしいですか。

続きまして「3. 財務省教育研修施設の民間競争入札実施対象箇所」について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局 資料-3に基づきまして御説明させていただきます。

こちら10月の基本方針改定のフォローアップという位置づけでまとめさせていただくものでございます。財務省についてはほかの省庁と同様、研修教育施設について民間競争入札の対象とするところは決まっておったわけですが、実施箇所は財務省本省研修所、税関研修所、あとは税務大学校という施設がございまして、税務大学校は全国10か所あるというところでございます。平成19年中に検討して結論ということが基本方針に記載されてございまして、財務省の方で、税務大学校の中でどこをどういうふうに民間競争入札の対象とするのかという検討をさせていただいたということでございます。

検討の内容として、財務省のヒアリングをやったときに委員の先生方から御指摘いただいたことがございまして、全国10校の税務大学校を全国またはブロック単位で民間競争入札の対象とするという可能性も検討してみてもどうかということがございます。

結論から申し上げますと「3. 財務省の検討結果」で、対象とするのは本省の研修所、税関研修所、あとは税務大学校の中でも一番大きい和光校舎ということでお決めいただいたということでご

ざいます。

契約期間については、とりあえずは3年。ただ、本省研修所というのは、実は別途の検討の中で平成23年以降に移転するということが決まったようでございまして、その時期がまだ決まっていないのですが、平成23年に移転してしまうということになると2年になってしまうかもしれないということが、今のところで決めきれないところがあるということでございます。

税務大学校について、全国またはブロック単位で対象とするというようなことを検討するために、実際に民間事業者の方々から見積りをとることによって検討を行ったということでございますが、あまり全国単位でやっても、場所が離れておりますので、ブロックでも同じですが、それを大括り化することによるシナジーというものが見積り上、余り出てこないというようなことでございまして、むしろ経費節減効果は余り見込まれないことがわかったということをおっしゃっています。

具体的には、参考で付けております財務省の資料を確認いただければと思います。右下にページを振っていますが、4ページの別紙1でございます。こちらに各10校それぞれ見積りをとったのと、それをまとめ上げる総括責任者というのを置いた場合で比べていて、実績とA社、B社の見積りというのを比べているわけでございます。単独で見えていくと、税大の和光の本校は結構な低減になるということがわかっておりますが、地方の研修所に行くと、そこそこメリットが出る場所もあるのですが、逆にまとめることでコストが上がってしまうというようなところもあるということでございます。これをまとめて、そんなにシナジーがないというところで、全国一括やった場合のメリットというのは、税大の本校1か所でやるときよりもむしろ低減してしまう状況があるということでございました。

資料3の方にお戻りいただきまして、裏側のページでございます。そういったわけで、今回は一番経費節減効果が見込まれる税務大学校の本校を対象とすることによって、ほかの地方の研修所について、見積り上はこういう結果になってはいますが、実際に入札するとどうなるふうになるのかということも含めて効果を検証していただいて、今後「市場化テスト」の対象とする方がより効果的だということがわかるかどうか、そういった余地があるかどうか、引き続き検討していくということでございました。

私どもの方として考えている対応としては3番のとおりでございまして、とりあえずはこういう形でやっていただくのがよろしいのではないかと考えておまして、こういった内容で次回の基本方針改定に反映させていくということにさせていただければと思っております。

繰り返しになりますけれども、税大の他校についてやるかどうかというのは、引き続きの検討課題として残しておくということです。

なお、実際にどういった業務範囲を入札の対象とするかというところの検討というのは、まだ当然残ってございますので、こちらについて、引き続き実施要項の審議において検討を進めていくことを考えておるということでございます。

事務局からは以上です。

○小幡主査 今の説明に関しまして、いかがでしょうか。

関東ブロックだけなら近いからよさそうですね。税務大学校の本校和光校舎のみですね。

○事務局 3つです。和光校舎と関東信越研修所と東京。

○小幡主査 そうではなくて、1つだけと言っているわけですね。

○事務局 そうです。

○小幡主査 確かにほかはなかなか、九州は熊本とか沖縄という感じですし、西日本も名古屋、大阪、広島と言われれば、それほどかもしれません。それから、札幌、仙台ですね。ただ、関東は結構まとまっているから、総括管理責任者といっても本校の和光の人が兼ねればよさそうな感じもいたします。やりにくいということがあるかもしれないけれども、どうでしょうか。これは、勝手な感想ですが。

あと、いかがですか。

○岡本専門委員 見積もりが結構ばらけるのですね。

○内山専門委員 不思議なのは、例えば関連する規模自体に比例していないです。和光がA社もB社もマイナスになっているのはわかるのですけれども、例えば名古屋を見ると、大阪よりも名古屋の方が規模は大きいです。ところが、B社は名古屋についてはプラスになってしまうけれども、大阪についてはマイナスになる。これは何だろうと特にB社がばらけるということですね。

ちょっと思ったのは、これで規模と費用低減効果みたいなのが、ある種の回帰直線みたいな形で分析できるのではないかなと思ったのに必ずしもそうではない。結構分散が大きいな、何故だろうと思ったのです。

○事務局 恐らく考えられるのが、規模が大きければ、それに比例するというふうに我々も思うわけですが、多分場所があると思うんです。施設管理の事業者いろいろな話を聞くと、当然ある程度自分たち自身でできる部分は全部やるのですけれども、若干不得意な部分というのは再委託をするなり提携をしてやったりすることがあるようです。そういった提携先がその地域にあるとかないとか、そういう地域事情が、マイナーな話で恐縮ですが、実はあるようで、そういった相手先がいるのかいないのかといった条件、地域的な条件で若干変わってくるというのはあるそうです。

○内山専門委員 いずれにしても、ここの話と離れてもうちょっと一般的な話から、ある程度こういう施設でこのぐらいの規模ならこのぐらいの効果が見込まれるというのは、こうやってどんどん出してくると、ある程度傾向みたいなのが見えてくるわけです。そこら辺を本当に分析して標準モデルみたいなものをつくって、そうすると、今後もおたくはこれだけ節減できるはずないだろうと言えるはずなので、そういった本当に最初の話にありましたけれども、実施結果をちゃんと分析して評価するという、そういうことが多分欠かせないステップになりますね。

○小幡主査 総括管理責任者分だけ、ここがプラスにはなるということですね。

○事務局 小幡主査もおっしゃっていたように、兼ねるとかということも、実際はもしかしたらあるのかもしれませんが。

○小幡主査 ただ、今後、とりあえず試行して行ってやるとおっしゃっているので、こんなところでやむを得ないですね。

あと、岡本専門委員いいですか。

それでは「3. 財務省教育研修施設の民間競争入札実施対象箇所」は、説明のありましたとおり

ということで、入札実施に向けて具体的な検討を更に進めていただくということとお願いしたいと思えます。

続きまして「4. 一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等導入の検討」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、資料4でございます。こちら先ほど若干前出しでお話がありましたが、一般庁舎について基本方針に記載されているのが、前年もある程度議論があったわけですが、引き続き検討を行うということで、来年度の5月末までに結論を得ることになってございます。

2. に書いてあるとおり、先日、私どもの方から各省庁に対して、改めて導入の検討の要請及び提案の依頼というのをさせていただいております。まずは前年同様ですが、23区内の一般庁舎につきまして事業規模、先ほど申し上げたような地域性といったところを踏まえて、民間事業者の参入可能性なども勘案していただきながら、検討していただきたいということをお願いさせていただいております。4月中旬を目途に回答いただく予定になっております。去年もおおよそ同様の検討依頼をしているものですから、そのまま去年と同じだとされても何も意味がないということで、踏まえるべき事項というのをこちらから提案をさせていただいております。

1つ目は、昨年の分科会における議論をちゃんと踏まえた検討をしていただきたい、ということ。

2つ目は、民間事業者の意見・要望の募集の結果としても、それなりに施設の管理・運営について包括的にやってほしいという要望が出ていますので、その要望もちゃんと踏まえてください、ということ。

3つ目は、今後、永田町合同庁舎など先行事例が出てくるということ踏まえて、同様に検討ができるのではないか、ということ。

更には、これから出てくる施設管理・運營業務の標準例といったものを使うことによって、実施要項をつくるというのはそれなりに手間がかかるし、事務コストもかかるということを使う省庁もあるのですが、ある程度ひな形的なものに沿ってやっていただくということをするれば、そういった事務コストも低減させることができるということ踏まえていただきたいという依頼をしております。

これは今後の話ですが、もしこれで導入を検討する、もしくは導入してもよいという回答があった府省に対しては、具体的な内容について詰めていきたいと思っております。やはりそれでもできないと言ってくる省庁もあるとは思いますが、その理由を精査した上で再検討要請を行うとか、ヒアリングということになると、先ほどもお話がありましたけれども、全省庁行うのかとか難しいところもあると思うので、回答内容なども見ながら御相談をさせていただきたいと考えております。

参考でございますが、2ページ目に昨年議論のあったところというのをまとめさせていただいております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○小幡主査 ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

先ほども、岡本専門委員から民間ビルに間借りできたではないかというようなお話がございました。セキュリティ問題は去年のヒアリングのときに、どこが言いましたか。外務省でしたか。

○事務局 外務省も言いました。

○小幡主査 それでも、今はもう清掃とか個別に民間委託はしているわけですから、危険というのは常にあるわけです。それに対して、むしろまとめてしまった方がリスクは少ない。今、全部自分でやっているというのであればまた別ですが、そうではないですからね。そのとき、岡本専門委員も民間会社でも同じですと言われましたが、いずれにせよ、大事なセキュリティの部分というものはあるわけです。そこにを入れる人を限定するとか、そういう形でのさまざまなやり方もあるということですね。

○岡本専門委員 正直な話として、今となっては民間ビルの方がむしろセキュリティは厳しいですね。ですから、そういうことになると、セキュリティとかを踏まえながらと書いてはいるのですけれども、セキュリティという問題がこれの議論に出てくるといのは実態とは違うかなという感じはします。

○内山専門委員 むしろ逆に、これをやることによって、官庁のセキュリティ意識の強化をはかるぐらいではないでしょうか。

○小幡主査 今、自分でやっていることと、言っているセキュリティの意味がちょっと違うのでしょうかね。

○内山専門委員 例えば私物のパソコンを職場に持ち込んでつないでしまうというのは、本来セキュリティの上であってはならないけれども、それは実際結構やっているのではないかな。そういうことも含めて、セキュリティ体制をそれでも大丈夫ぐらいのセキュリティ体制にしなければいけないわけで、本当に大事なところだったら、本当にだれも入れないような、それこそ行ったら認証しなければ入れない部屋に入れておくとか、それぐらいのことをしないといけない。大事なものをぼんぼんその辺に置いておくようでは、それはそれで問題という感じですね。そういう点で、民間の方がそこは意識が多分しっかりしていますね。

○岡本専門委員 余りこういうことを言ってもあれですが、廊下によく書類とかありましたね。あれを1つ抜いてもわからないのだろうとか、そこに書類は取扱注意だとかいうのがちらちら見たりすると、それはどことは申し上げませんが、これは全くの一般論で言っているだけの話ですね。

○小幡主査 どこでもそうですね。

少し情報公開制度が入ってからよくなったとはいえ、廊下に山積みになっている書類はあまり変わらないですね。ですから、逆に民間からセキュリティを学んだ方がよいぐらいの意識にしないとイケないかもしれません。民間はもっと、少なくとも立派な大企業であればかなり高いレベルでやっている。ですから、むしろ学んだ方がよいという感じですね。民間もセキュリティについては必死ですね。

○岡本専門委員 今はセキュリティで会社がつぶれる時代ですから、それは結構厳しくなってきました。

○小幡主査 それは官が自分でやっているからセキュリティーが万全と思うのは、逆にわかっていない、後れているのかもしれない。

個人情報の管理なども、そちらの方のセキュリティーも結構怪しくて大変です。いずれにしても、いろいろ学んだ方がよいかもしいない。包括的に民間委託してというようなことはつけ加えてもよいかもしいない。

古き昔の時代のオープンな民間と考えていたら、わからないのかもしれないね。自分の持っているのは国の機密であるという意識があるのかもしれないけれども、民間も機密があるということです。

ですから、情報の秘匿性ということについては反論していただいて、個別に今、民間委託しているものを束ねた方がよりいいですという形で言ってみようかと思います。

これは全体に投げるので、例えばヒアリングはどこかをねらってやるかという、1つの省だけやるというわけにもいかないですね。各省の返事はいつまでですか。

○事務局 4月の中旬です。具体的には4月18日までに回答をいただきたいと思っております。

○小幡主査 それはみんなが横並びで見られるのですか。どこの省はどうだとかね。

○事務局 一般論としては、そういう傾向も一部あるときはあるのですが、本件がどうかというのはまた別です。

○小幡主査 そうされると、なかなかヒアリングもどうやっていくかという難しさがあります。事務局レベルで今日の議論などを強めに伝えていただいて、できるだけ4月中旬の回答、むしろ数少ないところだけが消極回答してきたということになれば、逆に言うとヒアリングもしやすいかもしれないということですね。

それでは、事務局の方にここは頑張ってくださいと思います。

分科会への報告というのは何ですか。

○事務局 まさに回答です。

○小幡主査 回答が出たところで。

○事務局 報告をさせていただく。

○小幡主査 ここに報告するということね。わかりました。ですから、それは4月中旬以降ということですね。

続いて「5. 施設の管理・運營業務の標準的な実施要項の策定」という議題に入りたいと思います。事務局と、策定に関する業務を受託していただいた財団法人日本経済研究所さんの方から、内容の説明をお願いしたいと思います。

○事務局 そういたしましたら、まずは資料-5の方で事務局の方から経緯の説明をさせていただきます。

こちら基本方針への記載事項でございますが、施設管理の標準的な実施要項につきまして3月末までに策定するとなっております。内閣府といたしましては、この策定に当たっての業務を総合評価の一般競争入札によって入札にかけ、財団法人日本経済研究所へ委託をしているところでございます。日本経済研究所は、年明け以降、民間企業や、あとは実際に実施要項の作業に当たる各

省庁の担当といった方々に意見を聴取しつつ、主に、こちらの実施要項の審議というのは幾つかポイントがあるのですけれども、公共サービスの質の設定という一番大きなポイントについて、施設の管理・運營業務に当たって、どういうふうに設定するのが適切なのかというところについて主に検討いただいて、標準例を策定していただいているところでございます。

標準例の内容は後ほど、駆け足になると思いますが、詳しく説明させていただきます。標準例の作りとしては大きく2つの点に分かれておりまして、作成に当たってのチェックポイント、留意事項を整備するということ。あとは、実際、各省がそれを下敷きにしていただきながらつくる実施要項の記載例といったものを整理していただいています。

項目として並べておりますが、サービスの質の設定を中心に、あとは入札参加資格や評価の方法といったものなどを整理しているということでございます。

実は、一昨日になりますが、こちらについて実際に入札の実施要項の審議をしていただく入札監理小委員会にも、主査は榎谷先生でございますが、一度御報告をさせていただいております。いろいろと御意見を頂戴したところでございます。更に、実際、実施要項の審議に当たって参画いただき、こちらの施設・研修分科会の先生方にも御説明をさせていただいた上で、いただいた意見を反映させていただいてやっていきたいと思っております。各省、民間事業者の方にも意見を聞いて、実際、審議が合理的・効率的に行われるようなものとしてできるように、標準例について更にブラッシュアップをしていきたいと考えておる次第でございます。

それでは、実際に作業をしていただきました、日本経済研究所の宮地副部長の方から御説明をお願いいたします。

○宮地副部長 日本経済研究所の宮地と申します。よろしくをお願いいたします。

今日、委員限りということで、資料-5の参考Aと参考Bというのがクリップを外していただくと載っているかと思いますが、主には参考Aで施設の管理・運營業務の質の設定について、御説明をさせていただきたいと思っております。

その前に、簡単に「標準例」と書いてあるBの方の構成を御確認いただければと思います。めぐっていただきまして、最初に今、内閣府様の方から御紹介いただきましたように、留意事項ということで、実施要項を作成するに当たっての留意事項。特に、施設管理・運營業務を対象としたときには、どういったところを考えていくのかというところを整理してございます。これに関しましては、既に内閣府様の方で実施要項作成に当たってのチェックリストというものもございまして、これをベースに追加的に検討しなくてはいけないところ、留意しなくてはいけないところというのを整理しております。

9ページ目から「II. 実施要項への記載例」ということで、実際に実施要項をつくと、こういう形になっていくのではないかとということで例示をさせていただいております。赤と黒がございまして、赤の文字のところにつきましては実際に各省、各庁さん、独立行政法人さんの方で書いていただかないといけないところということで、赤字で、例えばこんな感じでというところとか、こういう内容を書いてくださいというようなことを例示してあるところでございます。

現状、幾つかは既に「市場化テスト」ということで行われておりますので、同じような書きぶり

にするところ、例えば第三者損害賠償発生のときの民間事業者が負うべき責任ですとか、民間事業者が入札に参加するときの参加資格のところなどは、一般的に同じような書きぶりになってくるかと思えます。そういったところと、あと施設の管理・運営業務に関して、個別に規定していかなければいけないところというのを盛り込んでおります。そういった内容が 34 ページ目まで整理しております。

実際には、実施要項を読んでいただいて民間事業者の方に企画書を提案していただかなければいけないわけですが、その実施要項との関係で、企画書の様式集ということでこういう形があるのではないかということ为例示として挙げさせていただいているという構成でございます。

最も実施要項の審議においてポイントとなってまいりますところとして、業務の質の設定についてというところがございます。そこについての標準的な考え方というものを、資料－5の参考Aの方で御説明させていただきます。

実際に事業をやってみまして、各省、民間事業者の方に施設の管理・運営業務についての質の設定というところについて、ヒアリングですとか既存の PFI、指定管理者制度の内容等を確認してまいったわけですけれども、当初想定していた以上に、公共サービスの質という形での定量的な設定なりというのがなされていないところがございます。ですので、そういったような状況から、官民双方がこの実施要項を基に対話をしていく中で、管理・運営業務についての質を検討するに当たって、議論しやすいスタート地点というのはどういうところなのかというところを考えながらつくっているところがございます。

「1. 官民競争入札等における質の設定について」とございますが、これは法律あるいは基本方針等で公共サービスの内容の実施に当たっては、その確保されるべき質を実施要項に定めるということ。あと、仕様発注ではなくて、性能発注的にやってくださいということと、先ほども議論にございましたように、発注するのであれば、個別に切り出すのではなくて包括的に発注してくださいということが言われておるところでございます。

標準的な実施要項作成に当たって、施設の管理・運営業務の標準的な内容というのはどういうことなのかというところですが、これに関しまして各省の仕様書等も拝見しましたが、それぞれ中身はばらばらと変わってはいるのですが、共通的なものとしましては、国土交通省の方で建築保全業務の共通資料というマニュアルのようなものをつくっております。これを基に、各省の仕様書を拝見して、共通的な業務というところで整理をしております。まず施設の管理業務でございますけれども、これにつきましては、施設の維持管理・保全に関わる業務ということで、例えば清掃ですとか設備のメンテナンス、あるいは植栽管理等といったようなところが、共通的な業務なのかということにとらえております。

あと、施設の運営業務でございます。運営につきましては、何か企画をして、その施設で運営をするということではなくて管理業務に付随した業務ということにとらえております。例えば警備ですとか宿日直業務、また、ものによっては施設の受付ですとか会議室の貸出しのようなものをおこなっているところもございますので、そういった窓口的業務というものを共通業務にとらえて実施要項の標準例というものをつくって検討してまいりました。

この管理・運営業務につきましては公共サービスということではあるのですが、対象となっております公共施設では別途研修ですとか運動、国際会議、美術品の展示といったような主たる目的がございまして、管理・運営業務に関しましては、公共サービスとしての位置づけはその主たる目的を補完するためにやっている業務ということなのかなととらえております。

「3. 現状の発注形態との比較」ということで、これも先ほども申しましたように、かなり現状の管理・運営業務の発注に関しましては、仕様発注ということで徹底されておりました、業務の質の設定をしているというよりは、仕様書でやるべき内容を明確に書いているということでございます。各省にヒアリングをすると、この業務の内容が管理・運営業務についての最低水準だという認識でいるということ、質についての認識は特にないということです。

では、その業務がちゃんとやられているかどうかというのをどういうふうにチェックしているのかというところがございますが、これに関しましては、事前に仕様書で具体的な作業を示しているから、このとおりにやってもらえばいいのだということで、1つあります。

もう一つが、ちゃんとやられたかどうかということ現場の報告書類をチェックするということ。

もう一つは、実際にその作業をしているわけですので、現場で、例えば汚れているところとか問題があるところがあれば現場で指示を行うということで、事前のやるべき内容の明確化と業務の実施プロセスで業務の質というものを管理しているということでございます。

2 ページ目、性能発注的なものはやっていないのかということで、例えば P F I ですとか指定管理者制度というのもございますけれども、ほかの民活をしている制度を見てまいりました。確かに、P F I ですとか指定管理者制度になりますと、包括的または性能発注的な考え方がとられているのですが、これに関しまして、事前に質を数的に示すということは管理・運営業務では特にされていないのかなということで、これも幾つか P F I 等の発注書といひますか入札説明書、あるいは実施方針等を拝見しましたけれども、そういった状況であるかなということ、

具体的には、真ん中のところにフロー図が書いてございますけれども、P F I で言いますと、発注に当たります官は方針、例えば汚れがないようにしてくださいとか、常に清潔な状態を維持しろというような性能発注をしております。これに対して、民間事業者がそれであればどういった体制でどういうふうにやっていくのかという内容を提案していく。実際に、P F I などに関しましてはほぼ新しい施設をつくる時に用いられております。まだ、ものがございせんので、施設が整備された後に、民間事業者の提案と性能発注の内容、方針に基づいて、具体的にどこを何回掃除するといったような、言わば仕様を確定していくというような形で整理がされているということ、

でございます。ですので、契約に当たりますは、提案書も契約書類の一部ということになりますけれども、提案書あるいは性能発注の内容を基に官民で協議してつくった仕様というのが、契約に反映されてくるということになっております。

あと民間事業者、最新の丸ビルですとか、そういった新しいビルでは性能発注等の考え方が用いられているのかということで、これも何社か、ディベロッパーですとか維持管理メンテナンス業者とかに確認等を行ってきたわけですが、民間は行政のような決まったルールが存在しているわけではないですということ、

注といたしますか、先ほども議論がございましたように、セキュリティー関係は民間の方が厳しいということでかなり細かな設定を仕様で定めている。かつ内容に関しましては、貸しビルなどですと、テナントの意向によっていろいろと変更をしなくてはいけないというようなことで、仕様を書いて、それに基づいてやってもらっているというのが一般的な認識であるということでした。

若干設備などに関しましては細かな性能を発注しているケースもあるのですが、それに関しましては、今回の管理・運營業務の質の設定というところは少しレベルといたしますか、次元が違ってあるかなというところがございます。

「4. 官民競争入札等における管理・運營業務の質の設定について」でございます。では、どういふに質を設定していくのかということですが、まずは公共サービスとしての質を定めるということで、管理・運營業務を1つの公共サービスとしてとらえたときに、対象公共施設の公共サービスの主目的を補完する上で決めていくべき質というのが何かあるのではないかと考えてみました。

もう一つは、今まで個別に発注されていたものが包括的になるわけですので、包括的にすることによって、何かしら新たに設定しなくてはならない質があるのではないかと考えています。

もう一つは、既存の仕様書が、現状、官の言うところの最低水準だということと、これが最低水準であり、業務をやってもらうためのオーダー書であり、やっているかどうかというのをチェックする上ではチェックマニュアル的な位置づけといたしますか、チェックリスト的な役割を果たしております、過去の入札を何度も繰り返す中でかなり書き換えられてかっちりしたものがございます。

官民双方、これに慣れてしまっているというところがあるのですけれども、この位置づけを何とかしていかなくてはいけないのかなということで、3ページ目の方に、入札監理小委員会の樫谷主査、小林先生等にも御指導いただきながら、質の設定ということで考えてまいりました。

視点というところでは、当然、発注者の視点ですとか利用者の視点あるいは大きく言ってしまうと国の、国民の財産の活用というようなことで設定をしていかなくてはならないということなのですが、個別に施設について考えた場合には、真ん中に図が書いてございます。既存の仕様といったものを前提として、これに対して民間から創意工夫といったものが反映できるような2階建ての構造にすることができないかということで考えております。

「1F」と書いてあります1階部分でございますが、これは管理・運營業務の最低水準の確保をするということで、ここの部分だけですと従来型ですけれども、これに関しましてはコスト面の質の確認。それに対して、民間事業者からの創意工夫ということで提案を受け付けるわけですけれども、民間事業者の業務全体に対する提案と、プラスして最低水準、今やっている仕様あるいはやり方、実施方法に対して、民間事業者の方で更にこうやったらよくなるのではないかとといったような改善提案を受け付けられるような形にならないかということで、考えて整理しております。

既存の仕様書に関しましては、現状レベルといったものをきちんと民間事業者に理解してもらったともに、これが最低水準だということを確認してもらう。最低水準と言っても、どれぐらいのレベルでやっているのかというのは、実際に目で見て確認をしなくてはわからないということですので、これに関しましては現地の見学会といたしますか、きちんと情報開示とともに施設での管理・運

営の状況の確認をしてもらうというようなことをやっていく必要があるということです。

もう一つ、民間事業者の創意工夫の反映というところでは、先ほど言いましたように、管理・運営業務全体に対する質といったものを設定していった、これに対して、どういうふうやっていくのかという提案を受けるとともに、最低水準、現状の仕様書でやっております実施方針、実施内容について、改善あるいは自分たちのノウハウを反映できるところについては提案を受け付けていくというような考え方でございます。

これらを一般的に整理するというのが、非常に難しいところではあるのですが、4ページ目の方に、例示ということで「管理・運営業務全体に対する質の設定イメージ」を書いてございます。例えば、現状で言っております管理・運営業務の要求水準的な基本的な方針ということに関しては、管理・運営業務を通して、快適な施設利用を可能にするとともに、当該公共施設における公共サービスの円滑な実施を可能にすることということが、基本的な管理・運営業務の方針なのであるということと考えております。

これをやっていくために、では、どういった事項に注意しないといけないのかということで、ここでは幾つか挙げておりますけれども、例えば快適性の確保ですとか品質の維持、コストの低減に対する考え方、環境への配慮、安全性の確保といったようなことを大きく置きまして、それについて個別具体の測定指標といったものを与えていくことができないかということで考えております。

例えば快適性で言いますと、一般的ではありますが、施設利用者のアンケートで満足度ですとか不満度といったものが何%以上あるいは何%以下に抑えるといったようなこと。

あと、品質の維持というところでは、管理・運営業務に問題があって、当該施設の本来やるべき公共サービスが中断してしまうということはままならないということだと思いますので、ゼロ回だということですか、障害が発生したときに管理者の方に連絡をするような時間設定とか、そういったようなものがあり得ないかということです。

コストの低減ということでは、これは実際に、たしかこれも税務大学校さんだっただと思いますけれども、現状管理・運営業務をやってきていただいている中で、改善すべきところがあれば提案をしてもらうというようなことをしているということではございまして、例えばそういったようなことも設定ができるのではないかと、現状やっているのであれば、設定できるのではないかとということで例示をしております。

ほか、環境への配慮ということやCO₂の排出抑制というようなことが国の庁舎等でも言われておるわけですが、対前年度比だとか、あるいは全体で課せられている目標値以下に設定するというようなことが計測できるのであれば、そういったことも設定していただけるのではないかとということです。

安全性の確保というところでは、ちゃんと水熱といったものを止まらないように供給してくださいとか、管理・運営業務の不備によって、けがなどが発生しないようにするとかというようなことを考えております。

これらに関しましては、現状確認をする限りでは、そもそも管理・運営業務の質というのを考え

ていないということと、今、対象に上がっている施設はかなり公務員が利用する研修施設ですとか、そういったものが多いものですから、利用者に対するニーズとかいったことは余り考えていないということでございます。満足度に関しても、特に意識をしてとっていたりはしないということでございます。

質の設定の課題のところ若干書いてございますけれども、こういった質の設定をするのですが、これを確認するためには、事前に現状の実施期間中に満足度ですとか、あるいは何か数値的なデータがとれるのであればとっていただくというようなことを、アナウンスなりファシリテートをしていかななくてはならないというようなことがあるのではないかと考えてられます。

あと、この質の設定を基に評価等をして落札者を決めていくわけですが、この評価のレベルというのなかなか難しいところがございます、これにつきましても施設の性能ですとか性格等を踏まえながら、どういったところを重く評価していくのかといったようなことを検討していくところがあるということで考えております。

質について、以上のようなところで整理をして、現状は標準例というところに整理をさせていただいておるというところでございます。

以上でございます。

○小幡主査 ありがとうございます。

今、日本経済研究所の方からの説明がございましたが、ただいまの説明に関しまして、委員の先生方から御意見、御質問等ございましたら、どうぞ。

○岡本専門委員 これはどういうふうに理解すればいいですか。御説明いただいたものが標準ですか。

○小幡主査 結局、どこが決めるといいますか、そういうことですか。

○岡本専門委員 これが今ひな形だといいたいでしょうか、標準型になって提出できる案ですという理解をしたらいいのですね。監理委員会で説明されて、それが決まりましたというね。

○事務局 1回、入札監理小委員会で御意見を頂戴しているのですが、まだその御意見も含めて反映し切っていないところもございまして、あとは実際に使う各省や民間の方にももうちょっと意見を聞いて修正をしていくつもりです。

○岡本専門委員 そうすると、今、小幡主査から投げかけられている質問というのはそういう意味において。

○小幡主査 これに対して、何かもう少しここはこうではないかとか、そういうことをつけ加えてくださいという趣旨。

○事務局 特に中心に説明させていただいた質の設定の在り方とか、なかなかぱっと聞いて頭に入りづらいところもあると思うのですが、わかりにくいのでとかということも含めて、御質問、御意見等あれば、お伺いさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、これで完成しましたという段になりましたら、実際にこれを下敷きに各省がつくってきた実施要項をご審議いただく事前に、詳細に御説明をさせていただくつもりでございます。

○岡本専門委員　そういう意味では、今、日本経済研究所さんでつくられているこれが、各省にとって基になるということですね。

○小幡主査　ですから、一応決めても変更可能で、修正していったほうがいいと思います。とりあえず今、各省がつくろうとしているときに、早めに投げてあげた方がよいでしょうし、できるだけ良いものを投げてあげた方がよいだろうと思うのですが、ただ、その後も絶対固定というわけではないので、やりとりによって、この辺はもう少しという修正は可能だということかと思います。

○岡本専門委員　基本的な質問ですけれども、公共サービスのこの法において性能発注ということはそれとして、先ほど御説明があったように、民間のビルなどにおいて事細かに一応仕様が決まっているという調査をされ、その感覚からすると、ここに抱えている業務内容についてはもっと決めていった方がいいのですか。むしろできるのかなと思います。

今日の本筋とは違うのですけれども、何が出てくるかわからない業務というよりは、むしろ民間などで見ていると、もう少し具体的にある程度想定でき得る業務なので、もっと事細かに仕様を決めていった方がいいのではないかという意見がもしお持ちになっているようであれば。

○宮地副部長　もっと事細かに決めろということではないのだと思うのです。民間事業者に聞くと、それはやり方なのだと思いますけれども、ここはこうやってくださいというのが決まっているのであれば、それをそのまま発注していただいた方が当然いいし、それに対して何か提案をして、違うことを提案してしまって評価のときにだめだと言われたら、そんなのないよという話になってしまうので、具体的に決めて、もうこれが決まっているところというのは決めて発注した方がいい。ただ、やり方ですとか工夫ができるところというのは、全体を見ていけば、どこか出てくる。あるいは今回包括的に発注するので、警備と清掃などを兼ね合うとかというようなところがあるのであれば、そういったところについての提案はできると思うので、そういうところは提案ができるようにしてほしいというような御意見だったものですから、現状の仕様書をベースに民間事業者ごとに工夫ができるところの提案を受けるといったやり方がいいのかと思います。

○岡本専門委員　私たちはいろいろな立場があって、統計の方の「市場化テスト」のときの議論は、民間の創意工夫というところがちょっと的外れな創意工夫をしているのではないかというような事例があったのです。

むしろ私自身が別の立場で言うと、日本経済研究所さんと同じような立場に立つ場合も結構あるので、もう少し書いてもらわないと、民間の創意工夫などしようがないのではないかというような事例を目の当たりにしている場合も結構あります。そういうことからすると、民間の創意工夫というのを何に求めるのかなというところが結構ポイントで、民間事業者からすると、自分たちは何を創意工夫するかということをもっと少し役所側で書いてもらった方がいいということなのでしょう。それとも、そんなことを書いてもらおうと困るとか、その辺り、どうでしょうか。

○宮地副部長　どこに創意工夫を求めるかということであれば、そこをやはり明確に、このところについて提案してくださいということは書いていかなければいけないのだと思います。

○岡本専門委員　それが今、1階、2階と提案されて、1階の部分の書き方で、民間事業者の創意工夫が本当に出せるような書き方になっているかどうかかなんかと思うのです。

○宮地副部長 確かにそのとおりだと思うのですが、そこは現状の結構かつちりとした仕様書をベースに見てもらって、それは当然仕様書の従来のやり方として情報開示で出しますので、それを見た上で、事業者が見て、現状、やり方の改善ができるのかどうかというところを1つは提案してもらおうということなのかなと思います。

それがなかなか現状できるのかというと、やはり非常にナローパスなところはあるかと思うのです。それでも、これはヒアリングでの感覚ですが、現状のやり方に対しての改善というのは、全体を見ればあり得るのではないかというようなことも言われております。

○小幡主査 私も実はPFIの案件は何回も審査委員をやっている、この辺りの創意工夫と、仕様を詳細に決め込むというところの難しさというのは結構理解しておりますが、ソフトな維持管理だけなので、確かに測定指標が22ページにありますけれども、この中でいかにうまく低コストで高サービスをやるかについて工夫せよという話なのです。ですから、本来の理念を余り強く言わなければ、役所の側も、民間の側も、両方とも、仕様などを細かく決めてくださった方が楽です。それは多分明らかに楽なのですが、そうやってしまうとかなり固定的になって、せつかく民間に委ねた利点が出にくいという問題があるので、そのせめぎ合いの難しさなのです。

施設の古さとか使い勝手とか、結構それによりますね。とても古くて、光熱費関係の設備も劣化して古くて大変というような施設か、あるいは結構新しい施設であるか、いろいろでしょうから余りぎりぎり仕様を決めてやるよりは、やや楽観的な予想かもしれませんが、民間の方から、思ってもみないような、古い施設をうまく管理する提案が出てくることもありえますから、余り詳細に縛ってしまうのはいかがかという感じはあります。ですから、施設ごとに、古さとかにもよるのではないのでしょうか。

標準例のつくり方ですが、これは1つだけを考えているのですか。

○事務局 はい。施設の管理・運営で1つです。

○小幡主査 それはやむを得ないですかね。

○事務局 若干、入札小委のときにいただいた御意見として、小林先生がおっしゃっていたのですが、小幡先生がおっしゃったとおり、施設によっても違うし、施設の内容によっても違うでしょうと、そういう分類分けみたいのはないのかという御指摘をいただいています。

○小幡主査 全部がそうではなくてもいいのですが、今の辺りのところですね、ほとんどのところはほぼ同じでいいと思うのです。警備、窓口業務ですね。

一番のポイントの辺りのところが、少し選択というか分類があった方が使いやすいという感じはします。あるいは分類というよりは例として掲げるというのでもよいのかもしれません。やはり施設ごとに特徴はあるかなという感じはありますね。

○事務局 そこはちょっと検討してみたいと思います。

○小幡主査 やはり古い建物だと、当然、メンテナンス、要するに設備の更新は全部行政負担なのでしょうね。そういう契約ですか。

○事務局 若干小規模な改修とかというのもあり得るかもしれませんが、基本はそうです。

○小幡主査 ここら辺はどうするかというのが大きな話なのではないかと思うのです。古ければ古

いほど壊れるので、もしかすると、本当は契約のお金が少しかかっても、そこら辺まで投げてやっ
てもらった方が良くもしいのではないのです。ただ、余り古いのはいつか全面改修というか建て直しに
なるでしょうから、そこで何年先ぐらいまでが建物の耐用年数と言えるかというのがあるでしょう
けれど。

それから、大臣がいらっしゃるところ、これは一般庁舎になったら、そういうのもありますが、
そういう話とセキュリティーとかのことは、これにはどこにもないのでしょうか。セキュリティー
関係は何か書いてありますか。

○宮地副部長 セキュリティーについては警備ということに入るのかどうかなんですけれども、施
設警備というところで、例としては 20 ページのところ、人が警備するものと機械警備というの
があるかと思いますが、施設警備と機械警備ということで書くところは設けております。これも施
設によって警備機械を自前で持っているところとか、そうではなくて、その都度警備を入札で入れ
ているというところもあって、なかなか一応には書きづらいです。

○小幡主査 確かに標準と言っても難しさはありますね。

○宮地副部長 先ほど、今のやっているやり方、これは言葉を仕様書と書いた方がいいのかわかり
ませんが、例えば参考Bの3ページをごらんいただくと、真ん中下辺りに表で整理しており
ます。実際に、今やっているやり方についてどういうふう創意工夫の提案を受け付けるのかとい
うことで考えてみたのですが、維持管理メンテナンス関係の事業者というのは、結構中小零細の方
もかなりいらっしゃることです。しかも得意な分野と不得手な分野というのがあるというこ
とで、提案を行えたり行えなかったりするということがあるということなので、従来の仕様どおり
にやりますよと、従来のやり方どおりにやりますよというのであれば、それを受け入れるというこ
とだし、その提案がしたいというところであれば、例えば提案を受け付けるというようなところをす
べてについて可能にしていく。

ただ、現状のやり方が最低水準ということ言えば、提案した内容によって、それが今までやっ
ていた従来の最低水準的なものを確保できるのかというのはきちんとチェックをする。その上で、
どれだけ優れた提案があったのかというのを、質の部分として評価をしていくというようなやり方
なのかなということで、イメージをしておるところでございます。

○小幡主査 時間もありませんので、まだこれで確定というわけではないので、あと入札監理小委
員会でも議論していただきたいと思います。

○事務局 個別にご相談にあがることなどを考えております。

○小幡主査 岡本専門委員や内山専門委員からも、何かお気づきのことがございましたら、またメ
ールなりでも意見いただきたいと思いますが、ただ、早めに各省に何かは投げてあげたほうが良い
と思いますので、ある程度の段階で、各省には投げて、更にバージョンアップしていったらよろし
いのではないかと思います。

○内山専門委員 各省だから、これは会計課みたいなものがあって、それもやるということですね。
大体、今ぱっと見て、向こうもそんな違和感があるようなものではないという感じですか。基本的
には、既に各省でいろんな個別の業務についての仕様書みたいなものがベースになって、それをあ

る種プラスαをしている、そういうイメージということですね。

○事務局 そうです。今まである仕様を、仕様という形ではなく、従来の実施状況としてまとめて示し、民間事業者にはそれに対する提案を求めるということが基本です。

○内山専門委員 わかりました。

○小幡主査 それでは、標準例については更に改善を進めていきたいということでございます。どうもありがとうございました。

続きまして「6. 民間競争入札に準じた手続による一般競争入札」最後の議題です。事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 それでは、若干時間も押しましたので手短かに御説明いたしますが、資料－6でございます。「民間競争入札に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方」ということで、実は昨日、監理委員会の本委員会がございまして、こちらでお諮りをさせていただいて了承をいただいた内容でございます。

基本方針の記載ですが、こちらは施設管理に加えて独立行政法人の業務についても規定がございますが、民間競争入札を実施するとされているものについて、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の実施の可能性を検討する。この手続の在り方について、3月末までに内閣府が策定するということになってございました。

1 ページの下の方でございますが、実際、施設・独法を中心に対象事業が非常に増えてきたという情勢を踏まえて、監理委員会の主には実施要項の審議手続の合理化・効率化を図る。そうはいつでも、公共サービスの質の維持向上と経費の節減という、公共サービス改革法の趣旨・目的の実現をしっかりと担保していこうということで、若干手続を簡素化した形での手続の在り方というのを検討したということでございます。

2 ページの「(2) 検討結果」で、今、申し上げたような考え方を踏まえて、法の趣旨・目的の達成を阻害しないような一定の条件を設けた上で、監理委員会の審議の合理化・効率化を図るということで、特に事業規模等の観点から監理委員会の実施要項の議を経る手続を、ある程度省略化した形の手続を導入してみようということを考えております。

まずは基本方針に記載されているとおり、施設の管理・運營業務、独法の業務に限定した上で、2 ページの2の(2)のところに、どういった事業をこの準じた手続という形にするのかということを書いています。おおむね単年度事業費で1,000万円未満とか、事業規模が小さいため、監理委員会の審議をある程度合理化することが望ましいと考えられるか、「市場化テスト」の対象とすることによるメリットの1つである法に基づく秘密保持義務が適用されないということによっても支障が生じないかといった観点で事業を選んで、最終的には監理委員会において御判断をいただいて、民間競争入札という形より手続を若干簡素化した手続による入札をやってみようということを考えている次第でございます。

3. から具体的な内容が記載されているのですが、資料－6の参考Aという横の表をごらんいただきたいと思います。こちらは民間競争入札と民間競争入札に準じた手続による一般競争入札との対比をしております。

一連のプロセスとしては、事業を選定して入札する、実施要項をつくる、それから事業を実施して、契約期間の終了のところでは実施状況がどうだったかという評価をするわけですが、主に実施要項を策定するところの手續を若干簡素化する。法に基づき監理委員会の議を経るというような手續を踏むためには、かなり監理委員会、入札監理小委員会の中で議論をする必要があるのですが、この実施要項の策定について基本的にはある程度各省庁のやり方にお任せをした上で、基本的には内閣府の方でその内容の報告を受けるに止めることで、監理委員会の議を経るという手續ことは、省略をしてやっぺいこうというような手續として考えているということですが、

最後に、資料－6の参考Bというものを付けさせていただいておりますが、こちら施設の監理・運營業務と独立行政法人の業務の一覧表でございます。網掛けをしているところがございまして、例えば法務省の矯正研修所とか、実際に先ほど申し上げたような事業規模の観点から手續の簡素化をしてもいいのではないかという意味合いで、単年度事業費が1,000万未満のものを拾っております。表のページでいくと5業務ございまして、裏のページでいくと3つございまして、

この中におよそ50、60の業務があるのですが、8業務が事業規模の観点から簡素化の対象になるというものになってございまして。当面、先ほど御説明をさせていただきました施設管理の実施要項の標準例というもので審議を効率化しようということとともに、実際、その審議自体の手續を、法に基づくものから若干簡素化した形でやるというものを8業務つくる。これによって、どういう影響があるとか、どれだけ効率化されたとか、そういった検証というのはこれからやっぺいこうものだと思いますけれども、まずは試行的に、こういったことで事業を実施してやっぺいこうと考えているということで、その御報告をさせていただきます。

事務局からは、以上でございます。

○小幡主査 ありがとうございます。

規模の小さいものも出てくるということございまして、簡易版というのをつくろうということでございます。何か御意見、御質問等ございましてでしょうか。

○内山専門委員 基本的にはこちらから、これは簡易版でいいのではないですかと、向こうがOKすればOK。逆に、例えばいやこれは法にのせたいということであれば、別にそれはそれでやっぺいこうくださいとする。それはいいですね。

○事務局 やはり法に基づくみなし公務員規定などを使いたいという省庁もあると思います。

○小幡主査 一応、法に乗らなくなるわけですからね。

これからは、やりとりの中で法にのせてみなし公務員になりますよという説明をしない場合にも、簡易版がありますよという言い方はできる。今まではすべて法にのるから、みなし公務員になりますよという説明をしていたのですが、先方が簡易版でよいということであればということですね。

○事務局 これから業務の選定をすることで、具体的には、例えば一般庁舎の話でいくと、セキュリティとかという話もし出てくるのであれば、なかなかこれは余りお勧めできないかもしれません。

○小幡主査 わかりました。余り慎重な大仰な手續をとらなければいけないということで大変だと

思われるのもよくないということで、簡易版も用意しておこう。そういうことでよろしいですね。

○岡本専門委員 余り数はないですね。

○事務局 いきなり全部法の外にという形で余りやり過ぎても、これによる影響みたいなものとか、どれだけ簡素化されて効率的になるのかとか、そういった認証をしてから、拡大した方がいいと思っております。

○小幡主査 よろしゅうございましょうか。

それでは、この民間競争入札に準じた手続についても、分科会としては説明を受けましたので、本日の分科会はこれで終了といたしたいと思います。どうも、本日はありがとうございました。